

事務連絡  
令和8年1月30日

各都道府県水道行政担当部（局）殿  
各国土交通大臣認可水道事業者 殿  
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課

### 今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針の公表について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から1980年代後半まで全国的に使用されてきました。鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年4月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきたところです。鉛製給水管の解消に向けた取組について、数は減少しているものの減少のペースは鈍化しており、解消に向けた取組を一層推進することが重要となっています。

このような中、国土交通省では、令和7年度水道の諸課題に係る有識者検討会での議論を踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた6つの取組（立入検査による指導、鉛製給水管の広報強化、残存件数の推移や見える化、鉛製給水管の利用を停止した時期を公表、布設替えに関する手引きの改定、建替え時等の鉛製給水管更新等の周知）について、ロードマップや目標値を設定し、今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針として本日とりまとめました。

当該対応方針では、鉛製給水管の使用者（所有者）への対応として、水道事業者の実施する取組と併せて国土交通省が作成した広報用配布物の周知を図ることや、鉛製給水管を使用している住宅等の建替えやリフォームの時期を捉え、水道事業者や水道工事関係団体等より別配管での更新を促していただくことを盛り込みました。

水道事業者におかれましては、これらの内容を踏まえ鉛製給水管の解消への取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくようお願いします。

・今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_kyusui\\_01c.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics_bukyoku_kenkou_suido_kyusui_01c.html)

**【別添資料】**

・広報用配布物「ご自宅の給水管が鉛製ではないですか？？」

※一般家屋や集合住宅等の他、病院や学校、公共施設等への周知にもご活用ください。

以上

**【連絡先】** 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課  
高梨、天見、蓼沼、小家石  
TEL 代表 03-5253-8111 (内線 34-406、34-412)  
E-mail : hqt-kyuusuisouchi@ki.mlit.go.jp